

## 第 6 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和3年6月25日 午後3時00分から4時00分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

### 委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	貞 廣 渉	出席	11	飯 尾 誠	出席
2	土 田 純 雄	出席	12	辻 和 義	出席
3	松 川 博	出席	13	平 尾 秀 元	出席
4	安 田 敏	出席	14	茂古沼 憲 宏	出席
5	茂古沼 美 則	出席	15	高 野 春 夫	出席
6	林 雅 浩	出席	16	石 川 清 光	出席
7	田 守 康 浩	出席	17	鈴 木 賢	出席
8	石 王 雅 士	出席	18	白 川 勝	出席
9	久 保 靖 彦	出席	19	田 守 文 夫	出席
10	大 西 忠 義	出席			

### 事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	福 井 明 宏
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農地振興係主任専門員	白 戸 智 明
農 地 振 興 係 主 事	早 坂 梨 央

- 4 議事録署名委員
 

5番 茂古沼 美則 委員
6番 林 雅浩 委員

- 5 付議した議案等

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について

議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について

議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 土地の現況証明願について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による要請について

議案第9号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて

## 6 議事

(開会 午後3時00分)

議長 ただ今から、令和3年第6回音更町農業委員会総会を開催いたします。  
ただ今の出席委員は19名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
議事録署名委員は、5番 茂古沼美則委員、6番 林委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。  
報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第1号第1項から第5項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第1号を終了いたします。  
次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の件を議題といたします。  
議案第1号につきましては、先に第1項の審議を行い、その後に第2項から第5項までの案件を一括審議したいと思います。  
それでは、まず、議案第1号第1項の件を議題といたします。第1項については、久保委員に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事参与の制限となります。第1項を審議する前に、久保委員退席のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。議案第1号第1項を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第1項朗読、説明)  
本件につきましては、土地引渡しの時期から6か月以内に合意解約が成立していることから、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。  
なお、第1項につきましては、後ほど議案第9号においてあっせんの申出がございます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第1号第1項について、要件を満たしているということよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項については、要件を満たしていることを確認いたしました。  
久保委員入室のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
続きまして、議案第1号第2項から第5項までの件を一括議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第2項から第5項朗読、説明)  
本件につきましては、いずれも農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。  
なお、第2項及び第5項につきましては、後ほど議案第9号においてあっせんの申出が、第3項につきましては、後ほど議案第5号において転用申請が、第4項につきましては、後ほど議案第8号において農業経営基盤強化促進法の規定による要請がそれぞれございます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第1号第2項から第5項について、要件を満たしているということよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第1号第2項から第5項については、要件を満たしていることを確認いたしました。  
次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)  
なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
田守文夫委員から、調査報告をお願いいたします。

19番 6月8日に譲渡人と譲受人のところへお話を伺いに行っていました。親子間の贈与ということで伺いまして、農地のほうも確認してまいりました。何ら問題はないと思われま  
す。以上です。

議 長 田守文夫委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議 長 議案第2号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
石王委員から、調査報告をお願いいたします。

8 番 この案件ですけれども、今まで農業委員会に申請がなされていないまま使用されていた農地でありましたので、今回、3条でということでございます。売買金額につきましては、若干高めの金額となっておりますが、それほど地区に悪影響を及ぼすような金額ではないと思われま  
す。

譲受人は74歳ということで高齢ではありますがお婿さんが手伝われているということで、このような契約でも問題はないというように思われます。以上です。

議 長 石王委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第3号第1項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議 長 議案第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
白川委員から、調査報告をお願いいたします。

18番 今月の4日に借主のところへ伺って、面積、金額のほうの確認、並びにお話を聞いてまいりました。

これまで借主が25年ほど耕作してきた農地でしたが、農業委員会への申請をしていなかったため、貸主が相続により農地を所有したことを機に出された申請でございます。反当りの金額につきましては、妥当な金額であると思われま  
す。以上です。

議 長 白川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ  
んか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第3号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで  
すか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定  
いたします。

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」の第1項の件を  
議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第4号第1項朗読、説明）

本件につきましては、申請者は、農機具等の増加と大型化により既存の格納庫では  
手狭になり新たに格納庫の建設を計画するもので、用地の選定にあたり、既存の農業  
用施設に近接し、作業効率や農地への影響を最小限になることを考慮し、本申請地に  
建設するものです。

申請地については、別添「調査書」の7ページから9ページにあるとおりで、  
1,251平方メートルの転用です。

立地基準につきましては、「調査書」の3ページにあるとおり農用地区域内農地で  
あり、転用は原則不許可な土地ですが、農業用施設の建設のため、農地法第4条第6項  
のただし書きの例外許可事由にあたると思われま  
す。

一般基準につきましては、「調査書」の4ページから6ページにあるとおりで、資  
力・信用力については、金融機関から事業費相当額の残高証明書が提出されてお  
ります。また、転用することによって付近に被害を及ぼすおそれはないと思われま  
す。以上です。

議 長 議案第4号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。

安田委員から、調査報告をお願いいたします。

- 4 番 5月19日に申請人のお宅へお邪魔いたしましてお話を伺ってまいりました。  
既存の格納庫の北面に新たに格納庫を建設するというお話でございます。農機具の大型化、効率化に伴いましての建設ということで伺っております。  
以前、ビニールハウスがありましたところを撤去いたしまして新たに建設するというお話をお伺ってまいりました。建設予定地の西面の三角の部分ですけれども、すぐそばが崖となっております、農地としては使いづらいということでもありますので、その部分は通路及び作業場として活用されるということでございます。以上です。

議長 安田委員から、現地調査の報告がございました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第1項朗読、説明)

本件につきましては、申請者は経営規模拡大に伴い、新たに麦乾燥庫を建設するもので、現有施設用地内にはそのスペースがないため、効率よく営農できる場所を考慮し、本申請地に建設するものです。

申請地については、別添「調査書」の14ページから16ページにあるとおりで、1,632平方メートルの転用です。

立地基準につきましては、「調査書」の10ページにあるとおり農用地区域内農地であり、転用は原則不許可な土地ですが、農業用施設の建設のため、農地法第5条第2項のただし書きの例外許可事由にあたると思われれます。

一般基準につきましては、「調査書」の11ページから13ページにあるとおりで、資力・信用力については、金融機関から事業費相当額の残高証明書が提出されております。

また、転用することによって付近に被害を及ぼすおそれはないと思われれます。以上です。

議長 議案第5号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
茂古沼美則委員から調査報告をお願いいたします。

- 5 番 5月19日に事務局とともに現地調査をしてまいりました。事務局からの説明にもありましたように、新たに麦乾燥施設を入れるということで、そのための格納庫の建

設に係わる部分でございます。現状の敷地内では手狭なため新たな場所ということで、今回、申請が上がっております。現地を確認したところ、必要最低限の面積でありましたので何ら問題はないと思われれます。以上です。

議 長 茂古沼美則委員から、現地調査の報告がございました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第6号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の17ページから20ページのとおりであります。利用状況は、宅地となっております。以上です。

議 長 議案第6号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。飯尾委員から調査報告をお願いいたします。

11番 5月27日に事務局とともに土地の所有者立会いのもと現地調査を行いました。「調査書」の20ページを見ていただければわかりますように、内側の線が現状の宅地で、今回の願出地は外側の太枠の部分で倉庫や格納庫が建っております。現状に合わせた土地の整理ということで、必要最小限の面積であり、問題はないというように判断いたしました。以上です。

議 長 飯尾委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第6号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第6号第1項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。

続きまして、議案第6号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求め

ます。

事務局長 （議案第6号第2項朗読、説明）

なお、願出地につきましては、「調査書」の21ページから23ページのとおりであります。利用状況は、宅地となっております。以上です。

議長 議案第6号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
大西委員から調査報告をお願いいたします。

10番 5月28日に土地の所有者立会いのもと事務局とともに現地確認をしてまいりました。経営移譲をされるということで、その準備のための宅地周りの整理ということでございます。現状は、土場には堆肥が積まれており、もう1筆の三角の部分は通路と浄化槽のマンホール等がございまして農地としての利用は難しいと思われまます。必要最低限の面積の願出であるというように考えます。以上です。

議長 大西委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 （全員なし）

議長 議案第6号第2項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 （全員異議なし）

議長 ご異議なしと認め、議案第6号第2項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。

次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 （議案第7号第1項から第3項朗読、説明）

第1項から第3項につきましては、別添「調査書」24ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 （全員なし）

議長 議案第7号第1項から第3項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 （全員異議なし）

議長 ご異議なしと認め、議案第7号第1項から第3項について、決定いたします。

次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による要請につ



いて」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第8号第1項及び第2項朗読、説明）

議長 説明が終わりました。ここで、暫時休憩といたします。

（休憩）

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 （全員なし）

議長 議案第8号第1項及び第2項について、音更町に対し、買入協議の要請をすることに決定してよろしいですか。

委員 （全員異議なし）

議長 ご異議なしと認め、議案第8号第1項及び第2項について、音更町に対し、買入協議の要請をすることに決定いたします。  
続いて、事務局から農用地利用調整委員の発表をいたします。

事務局長 （農用地利用調整委員の発表）

議長 ただ今、農用地利用調整委員の発表がありました。調整委員のみなさんには、よろしくお願いいいたします。なお、買入協議の日程につきましては、この総会終了後に、事務局からご案内をいたします。

次に、議案第9号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第9号第1項から第3項朗読、説明）

議長 説明が終わりました。

本日、午後2時より、農地調整部会が開催されており、議案第9号のあっせんの適格者の選定が行われております。大西部会長から報告をお願いいたします。

10番 第1項、南大和地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた南大和地区のBさん（38歳）、同じく南大和地区のCさん（46歳）の2名を選定いたしました。

第2項、帯広市のDさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた友進地区の法人Eを選定いたしました。

第3項、柳町北地区のFさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた中昭和地区のGさん（54歳）、元昭和地区のHさん（53歳）の2名を選定いたしました。以上です。

議 長 　ただ今、大西部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 　（全員なし）

議 長 　議案第9号第1項から第3項について、報告のとおり決定してよろしいですか。

委 員 　（全員異議なし）

議 長 　ご異議なしと認め、議案第9号第1項から第3項について、報告のとおり決定いたします。

　　続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 　（あっせん委員の発表）

議 長 　ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくお願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

　　以上で議案は全て終了しました。

　　以上をもちまして、令和3年第6回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

（閉会　午後4時00分）

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和3年6月25日

議 長 　石 川 清 光